

広島市森林公園（昆虫館以外の森林公園の施設）指定管理者候補者の公募要綱

1 施設の概要

- (1) 施設名及び所在地
広島市森林公園（昆虫館以外の森林公園の施設） 広島市東区福田町字藤ケ丸10173番地
- (2) 設置目的
市民が森林に親しみ、憩い、自然を観察し、あわせて森林・林業に対する理解を深めるための場を提供することを目的とする。
- (3) 事業内容
ア 森林の保護及び育成
イ 憩いの場の提供
ウ 森林・林業に関する情報の収集及び提供
エ その他市長が必要と認める事業
- (4) 現在の指定管理者
ひろしま遊学の森管理グループ（代表構成員）株式会社第一ビルサービス

2 募集の概要

- (1) 募集期間
令和8年7月21日～令和8年9月30日
- (2) 指定期間
令和9年4月1日～令和14年3月31日
- (3) 管理の基準
ア 休園日
(ア) 水曜日。ただし、水曜日が、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（5月3日及び同月4日を除く。）又は8月6日に当たるときはその翌日とし、5月3日に当たるときは同月2日とし、同月4日に当たるときは同月6日とする。
(イ) 12月29日から翌年1月3日まで
イ 開館時間 午前9時から午後4時30分まで
ウ 特記事項
申請者から休館日や開館時間の変更について提案を受ける。
- (4) 業務の内容等
ア 森林の保護及び育成に関すること。
イ 憩いの場の提供に関すること。
ウ 森林・林業に関する情報の収集及び提供に関すること。
エ その他市長が必要と認める事業に関すること。
オ 森林公園の施設及びその設備の維持管理に関すること。
カ 森林公園と広島県緑化センター及び広島県立広島緑化植物公園（以下「県緑化センター」という。）の両施設の有効活用による集客力の増加に関すること。
キ その他市長が定める業務
ク 特記事項
(ア) 利用料金制を導入済み。
(イ) 申請者から市が示す基準値を達成するための利用促進策の提案を求める。
(ウ) 管理者変更に伴う引継業務等
a 引継期間 令和9年1月中旬～令和9年3月31日
b 引継業務 業務内容、使用許可等
c 指定管理者に指定された団体の引継ぎに係る人件費等の経費は、当該指定管理者に指定された団体の負担とする。
d 指定期間が終了するに当たって、新たな指定管理者が指定された場合は、業務内容等の引継ぎを行う。
- (5) 配置人員
ア 9人を標準とし、以下の職員を配置する。
イ 専門職員の配置
森林・林業について専門的な知識・技術を有する、経験年数5年以上の職務経験者1名を必置とする。
ウ 防火管理者の配置
管理監督的な地位にある者で、防火管理者の資格を有する者1人を必置とする。ただし、適正に防火管理業務が行える場合は、本部等の職員を当該施設の防火管理者とすることができる。
- (6) 指定管理料の上限額（5年間分）
5億2,282万円
※ 指定期間中の賃金水準・物価水準の変動に応じて、2年目以降の指定管理料を変更する「スライド制度」を導入する。
※ 指定期間中に消費税及び地方消費税が引き上げられた場合は、指定管理料を増額するなどの適切な措置を講ずる。

(7) 指定管理料の支払方法

- ア 指定管理料は、原則、前金払とする。
なお、指定管理者の申出によって、概算払とすることができる。
イ 支払は、原則、毎月払とする。

(8) 評価基準

広島市と広島県では、広島市の管理する森林公園と広島県の管理する県緑化センターの両施設の利用者の利便性向上と効率的な管理運営を図る観点から、同一の指定管理者による一体的な管理を行う予定である。

このため、令和9年度以降の指定管理者候補者の選定に当たっては、広島市と広島県が一つの評価基準により一体的に評価するものである。

ア 申請に必要な条件

令和8年度において予定されている県緑化センターの指定管理者候補者の応募を併せて行うことを条件とする。

イ 欠格事項

申請日において、次のいずれかに該当する場合は、選定の対象外とする。

- (ア) 広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に規定する指名停止の措置要件に該当している場合
- (イ) 広島市税、法人税又は消費税及び地方消費税を滞納している場合
- (ウ) 労働基準法等労働者使用関連法令に違反し、極めて重大な社会的影響を及ぼしている場合
- (エ) 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者雇用率が達成されておらず、かつ、障害者雇用納付金も滞納している場合
- (オ) 広島市が設置する公の施設の指定管理者として指定を受けたが、その指定を取り消され、当該処分の日から2年を経過しない場合（ただし、不可抗力による場合を除く。）
- (カ) 県緑化センターの指定管理者募集に応募しない場合
- (キ) 広島県緑化センター及び広島県立広島緑化植物公園指定管理者募集要項に定める申請資格に該当しない場合

ウ 評価項目・配点

評価項目	配点
【1 市民の平等利用を確保することができること。】 〔評価のポイント〕 ① 利用者の平等かつ公平な利用を確保するための方策等が、条例、規則等に沿った適切なものとなっているか。 ② 障害者や高齢者などの施設の利用に当たっての合理的配慮について、どのような方策がとられているか。	5点
【2 施設効用が最大限に発揮されること。】 〔評価のポイント〕 ① 森林公園と県緑化センターの両施設の利用促進に係る数値目標が達成されるものになっているか。 ② 利用者に対するサービスの向上を図れるものになっているか。 ③ 森林公園と県緑化センターの両施設の維持管理の内容が具体的なものになっているか。 ④ 自然体験活動等の事業の内容は森林公園と県緑化センターの両施設の設置目的に沿ったものになっているか。 ⑤ 利用料金の設定(森林公園)等は、利用者サービスを考慮したものになっているか。	35点
【3 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していると認められること。】 〔評価のポイント〕 ① 団体の経営は安定しているか。 ② 市及び県が提示した適正な管理の実施が確保されるようになっているか。 ③ 個人情報等の管理体制は適正か。 ④ 緊急事態等に対応可能な体制になっているか。 ⑤ サービス内容や利用実態に関する実績が適切であるか。	30点
【4 森林公園と県緑化センターの両施設の有効活用による利用者の増加が図られていること。】 〔評価のポイント〕 ① 両施設の特徴を生かしつつ、両施設を連携させた新たな事業提案を行うなど、利用者の増加に向けた内容になっているか。	20点
【5 管理経費の縮減】 ① 市に提案した森林公園申請提案額（以下「市提案額」という。）と県に提案した県緑化センター申請提案額（以下「県提案額」という。）の合算額（以下「提案額」という。）で算出する。 ② 市提案額が市の指定管理料の上限額を超える場合、又は県提案額が県の指定管理料の上限額を超える場合は、0点とする。 ③ 提案額が下限額を下回る場合は、調査の結果、業務が適正に履行されないおそれがあると認められるときは0点とし、適正に履行されると認められるときは満点（10点）とする。 ④ 上記②、③以外の場合は、次の算式により採点する。ただし、その数値が1未満の場合は1点とする。 〔算式〕 $\left[\frac{\text{上限額} - \text{提案額}}{\text{上限額} - \text{下限額}} \times 10 \text{点} \right]$	10点
計	100点

※ 上記評価項目のうちいずれか1項目に「0点」がある場合は、選定の対象外とする。

エ 加減点項目・配点

【1 障害者雇用率の達成】 ① 障害者雇用率が2.5%を超えて3.75%未満の場合は4点加 ② 障害者雇用率が3.75%以上で5.0%未満の場合は7点加 ③ 障害者雇用率が5.0%以上の場合は10点加 ④ 過去2年度分の障害者雇用納付金を1年度分でも滞納していた場合は2点減	公庫・公団等の特殊法人等の場合は、障害者雇用率を「2.5%→2.8%」「3.75%→4.2%」「5.0%→5.6%」と読み替える。
【2 環境問題への配慮】 ISO 14001 若しくは ISO 14005 又はエコアクション 2.1 を取得している場合は5点加	
【3 男女共同参画・子育て支援の推進】 ① 次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定義務があるが策定していない場合は3点減 ② 次世代育成支援対策推進法に基づく認定を受けている場合は2点加 ③ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく「一般事業主行動計画」の策定義務があるが策定していない場合は3点減 ④ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定を受けている場合は2点加	
【4 地域貢献度】 ① 広島市内に、本店がある場合は4点、本店がなく支店がある場合は2点、その他事業所等がある場合は1点を加する。 ② 本施設の従事者のうち市内在住者の割合が、8割以上の場合は3点、5割以上で8割未満の場合は2点、2割以上で5割未満の場合は1点を加する。	
上記の項目の合計得点に0.5を乗じたものを加減点項目全体の得点とする。	

※ ジョイント方式により構成された団体の場合、代表団体の取組状況で評価する。

※ 【障害者雇用率の達成】については、障害者雇用状況報告書の作成義務がない団体であっても加減対象とする。

※ 【地域貢献度】の①については、事業活動を行っている事業所等があれば雇用が創出され、地域経済の活性化につながるから加減している。このため、事業所等の登記を行っている場合であっても、本市が調査した結果、事業活動の実体がないと判断したときは加減しない。